

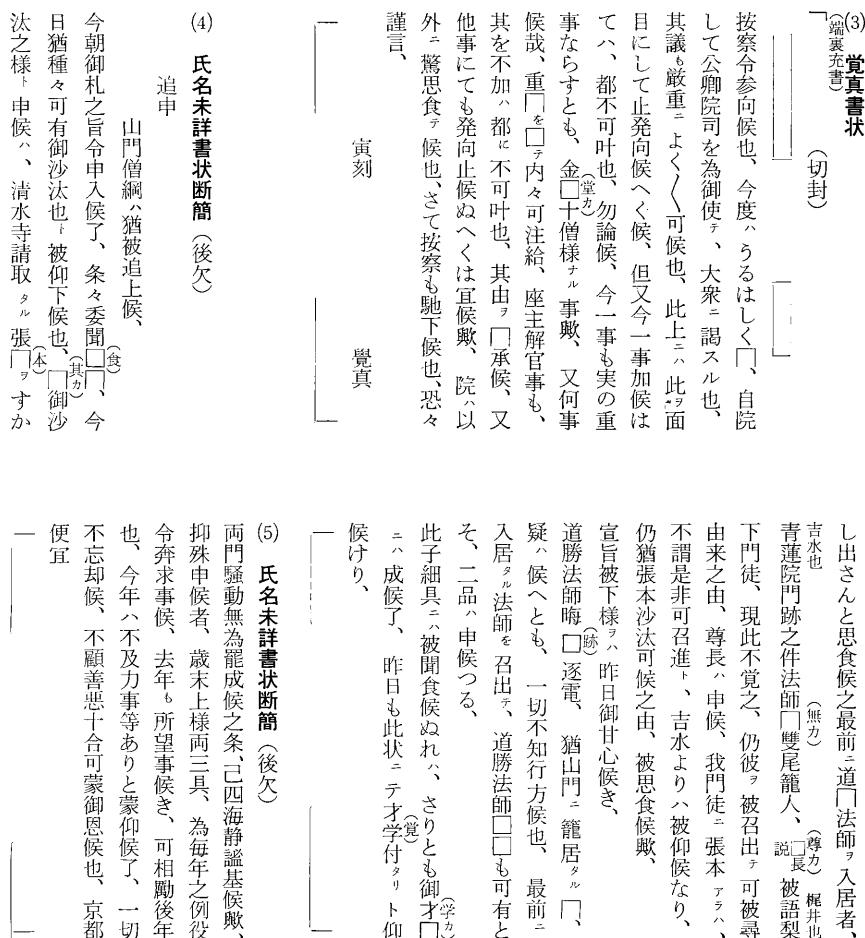
『有法差別』并『有法自相』紙背文書(抄)

1969年度歴史研究室の調査 1

両書共に因明関係注釈書の1つで、興福寺所蔵（第17号函）にかかり、巻子本、筆者は良算（貞慶弟子）、古文書の紙背を利用して書かれている。法量は『有法差別』が縦32.5cm、紙数17紙、『有法自相』が縦30.3cm、紙数16紙、（両書共に料紙の1紙の長さには長短入り交る）、薄茶地表紙は後補のものである。原外題は本紙端裏に書かれ、もとはとくに表紙を付けられていなかったようである。又軸を欠くが、軸付部分には糊の痕跡がなく、最初から軸もなかつたものと考えられる。

両書共に各項目毎に建暦3年（1213）閏9月5日より10月16日に至る間の日付が記されているが、『有法差別』には、「建保二年正月廿七日申時抄之以度々/沙汰為本少々加私潤色了

(1)～(5) 有法差別紙背文書



『有法差別』并『有法自相』紙背文書（抄）

良算」という奥書があり、両書共に建保2年（1214）筆者良算の撰したものであろう。

ここに紹介する紙背文書はいずれも興福寺大衆発向に関するものであるが、(1)・(3)・(4)・(10)などによってそれは清水寺をめぐっての延暦寺との争によるものなることが知られる。建保2年に近い頃とすれば、この争は建保元年10月から11月にかけこの両寺の対立と考えられる。即ち10月21日清水寺僧等は興福寺末寺を止め、同寺を延暦寺末寺としようとした。このため興福寺は衆徒発向して山門の焼討を企てるに至った。院は天台座主を解官し、張本山僧等を罪科に処することにより興福寺側を宥め、事件を収めたが、ここに紹介する文書により明月記その他の史料には見られない多くの事実を明かにすることができる。

(1)は延暦寺攻撃に当つての陣立て、兵力構成、作戦等を具体的に物語るばかりか、噷訴等に際しての僧兵の構成等を窺い知ることができる珍しい史料である。(2)の性格は不明であるが、(6)・(7)と併せ考えれば衆徒発向と全く無縁とは考えられないのでここに掲げることにした。

有法差別紙背文書

興福寺衆徒発向条々（折紙）

(1) 発向間条々、

（印）

楊旗吹貝、可懸火、但不可燒堂塔、
一廻手事、

美乃 東大寺庄 近江等七大寺領兵士、自東近
江經塩津、可裏後也、但日數近々

難合期數、

一路間用意事、

路次不可致狼藉、又或論當時雌雄、或依舊

日宿意致鬭諍之輩出來者、可被處重科之由、

兼可有姦議歟、

可分手事、
宇治可著山階里、於山階可手、大手越
関山可宿大津、手り 西野井 尚留山階、次日
大手可攻坂本、一手者自三井寺山峯可
向大嶽、但兩方打立 可相待大將軍使者
之催也、

手内可分陳事

陳 東金堂

陳 国軍兵

陳 善花院

陳 行事上野公

陳 東金堂

陳 同軍兵

陳 行事侍従公

陳 成多

陳 丑寅

陳 辰巳

陳 未申

陳 七陳

此外加東大寺可為、但可加何陳云事、
可依衆議也、

手事、

野井山郷兵士等并西金堂、水寺可供奉

戴、故也、
可知落案内

手於路不可吹貝、登峯之

後、
(以下下段)

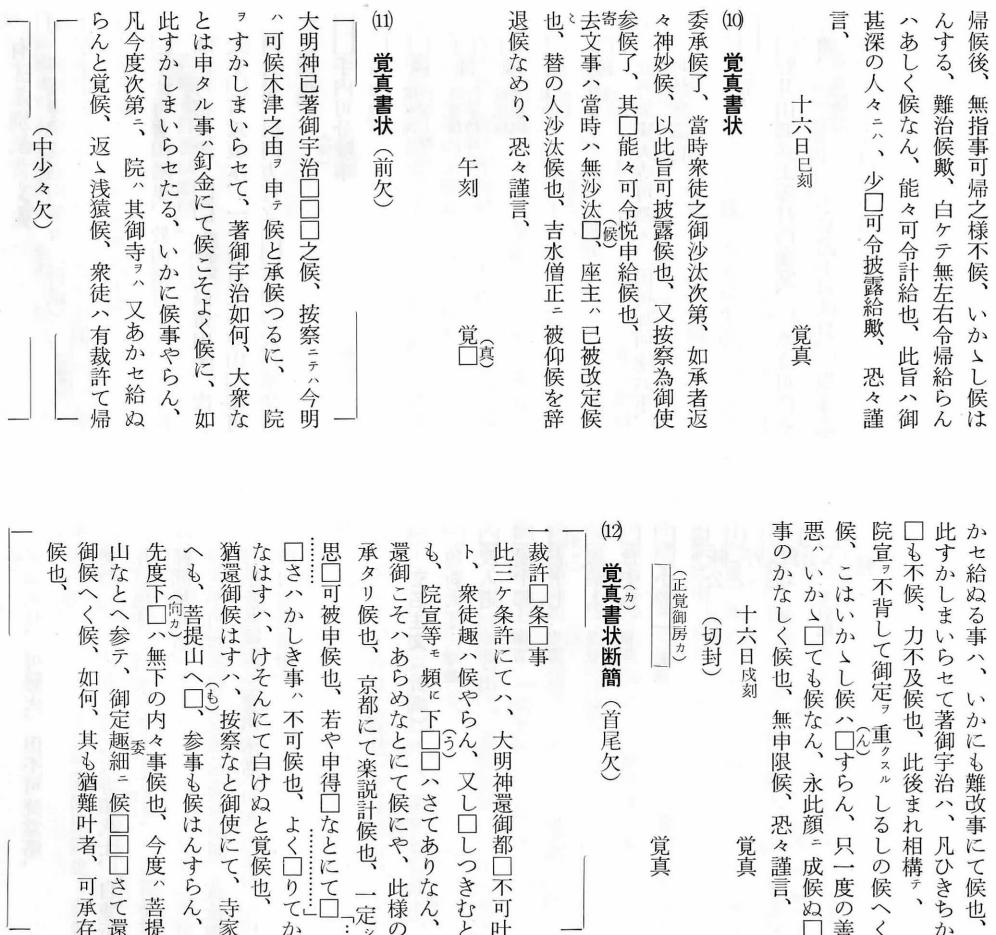
（2）交名注文（折紙）

角新太郎 守觀
波入道 宗西
屋十郎 則吉
志平七 安清
海清太 是經
合中八 俊則
小源二 賴綱
輔 公 賀 陸公 常公
（印） 一乘院 菊宛
光明院 東院

た。(3)に見える「按察」は後鳥羽上皇の近臣按察使藤原光親のことである。覚真書状は(3)・(9)・(10)・(11)・(12)と5通あるが、日付には「寅刻」「十六日巳刻」「午刻」「十六日戌刻」と時刻まで記入し、衆徒が宇治にまで発向し、切迫した状勢下にある京都、特に院の動きを、人々南都にある正覚房良算に報告し自重を求めたものである。特に(9)には「前々の衆徒ニハ長者殿□御使にてこそ候に、自院直ニ被遣公卿勅使ハ、能々寺を重ク思食セハこそ」とあり、南都北嶺の武力衝突という事態を目前にして、京都において院以下がいかに緊張していたかがよく知られよう。また、(9)が「衆徒御返事以外ニ院ハ御腹立候也」、(11)が「凡今度次第ニ院ハ其御寺ヲハ又あかせ給ぬらんと覚候」と後鳥羽上皇の気持を伝えているところが興味深い。(6)・(7)・(8)は「兵士大將軍」に関するもので、意味を把握し難いところもあるが、(1)と共に僧兵の組織を考える上で参考となる。

(田中 権)

(6)–(12) 有法自相紙背文書



有法自相
年云々紙背文書

(6) 重覺書状礼紙書

追申

此兵士大將軍事、何トテ出来事候哉、余人之
競望かと覺候へハ、弥此物大將□思候、凡
始より方々思存候シカトモ、承□發向ニハ
大將被差候ヘトモ、各辭退沙汰不分明候之
間、物騒事共候ケリ、然而、其ハ敵人不对
候ヘハ、無別事候、是ハ直ニ合戦ニ及候
ハ、無沙汰ニ天ハ以外大事モ出来候歟と存
候て、如此内心に乍存、我身之恥ヲ思テ不
共奉候ハ、不忠候ヘハ、慤領状申候ニ、
其沙汰無用候ハ、返天惡事モ候なむ、惣
大将なれはとて、随人モよも候はしと覺候
也、
又院宣長者宣下者、被止之由下人申候、
實候歟、如何、
又公□□候歟、吉野よりも可被延引之由、
申タル旨聞候、不審候、
又三条宿所ハ候やらん、不審候、

(7) 重覺書状簡(首尾欠)

七人今度被差候事ハ、六人、方々大將、一人
ハ國中兵士等沙汰計かと令存候ニ、他人其沙
汰候者、惣大將無用候歟、又出立尋常候ハ、
沙汰ハ惣無用候トモ、可為莊嚴候ニ、故上座
之許見来候者、皆召具候とも不幾候、況當時
或所住之庄園ニ付テ權門ニ

(8) 重覺書状(前欠) (或は(7)より続くか)

被召、或新主ニ隨なと申候て故障候、又兵具
本不持候、可造出日數不候、借□當他國指合
不叶候、國中兵士等打列候者、諸事可談之由
存候之間、其又他人之沙汰候者、見苦さも無
極候、合戦ニ無用候、慤衆命ニ隨候テモ、
返物蹻ニ候歟と存、然者大將之名ヲ被止候で、
小僧等ハ一方ニ付テ、御共勤仕可宜之由□
存候、以此旨令披露之由令存候、可□計御
沙汰候、恐々謹言、

(9) 嘉真書状

昨日進委細状候了、未見御返事不審候、按察
只今已刻帰参申□、衆徒御返事以外ニ院ハ御
腹立候也、衆徒ニハ長者殿□御使にてこそ候
に、自院直ニ被遣公卿勅使ハ、能々寺を重
ク思食セハこそ、如此御沙汰あるに、猶可發
向之由申候、不從御定、返々遺恨也とて、種々
御沙汰候也、されハこそ申候しか、餘事申
されハ一定あしく候ぬとは、已其儀ニ成候く、
今ハ以官兵任法被防之策ハ無

(この間少々欠あるも続くか)

あるべきなと評定御計候也、若宇治へなど無
左右発向シテ、淀路ヨリ官兵廻テ後はしふた
かれて、以外の事など引出□セ給な、猶訴訟
候とも、於木津以□綱為使可令申給也、官兵
ニ向あい候なハ、以外の事出来ぬと覺□也、
実ニモ院公卿勅使ニハ尤可令□給にて候物
を、返々無申限候、凡ハ此程ニ魔縁結構事無
為□止へしとは不賞候つ、已ニ□子揚候了如
何、さりとて又御使可帰之由も不申シテ御使

正覺房御房

十一月五日

重覺上